

○宝塚市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱・新旧対照表
(令和6年4月1日施行)

改正前	改正後
<p>別記1 指定介護予防訪問型サービス事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第1章 総則</p> <p>略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 指定介護予防訪問介護事業者 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護の事業を行う者をいう。</u></p> <p><u>(5)・(6) 略</u></p> <p><u>(7) 第1号事業費用基準額 法第115条の45の3第2項の規定により厚生労働大臣が定める額の範囲内で市長が定める第1号事業に要する費用の額（当該額が現に第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第1号事業に要した費用の額とする。）をいう。</u></p> <p><u>(8) 利用料 法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(指定に係る申請者の資格)</u></p>	<p>別記1 指定介護予防訪問型サービス事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第1章 総則</p> <p>略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(削る)</p> <p><u>(4)・(5) 略</u></p> <p><u>(6) 第1号事業支給費基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額（当該額が現に第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第1号事業に要した費用の額とする。）をいう。</u></p> <p><u>(7) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(介護予防訪問型サービス事業の一般原則)</u></p>

第3条 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定に係る申請者は、法人（暴力団及びその役員等（代表役員等、一般役員等又は経営に事実上参加している者をいう。）のうちに暴力団員のあるものを除く。）とする。

第2章 基本方針

第4条 指定介護予防訪問型サービス事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態又は省令第140条の62の4第2号に規定する基準に該当する心身の状態（以下「要支援相当状態」という。）の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第3章 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第5条 指定介護予防訪問型サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問型サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号に掲げ

第3条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービス事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の第1号事業を実施する者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

5 指定介護予防訪問型サービス事業者は、法人（暴力団及びその役員等（代表役員等、一般役員等又は経営に事実上参加している者をいう。）のうちに暴力団員のあるものを除く。）でなければならない。

第2章 基本方針

第4条 介護予防訪問型サービス事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第3章 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第5条 指定介護予防訪問型サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問型サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、

る者をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問型サービス事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問型サービス又は指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 略

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に掲げる者であつて、専ら指定介護予防訪問型サービス事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

5 略

6 指定介護予防訪問型サービス事業者が、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問型サービス事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。た

2.5以上とする。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問型サービス事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問型サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 略

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定介護予防訪問型サービス事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

5 略

6 指定介護予防訪問型サービス事業者が、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問型サービス事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。た

だし、指定介護予防訪問型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第4章 設備に関する基準

第7条 略

2 指定介護予防訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問型サービス事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防訪問型サービス事業と一体的に運営される事業が、指定訪問介護であるときは指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を、指定介護予防訪問介護であるときは旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことによって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

だし、指定介護予防訪問型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問型サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第4章 設備に関する基準

第7条 略

2 指定介護予防訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問型サービス事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第25条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第44条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

(電磁的方法等)

第8条の2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、前条に定めるもののほか、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するものうち、書面で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、電磁的方法によって作成される記録によって行うことができる。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、当該指定介護予防訪問型サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター又は介護予防支援事業者（以下「地域包括支援センター等」という。）への連絡、適当な他の指定介護予防訪問型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の判定の有無及び要支援認定又は事業対象者の資格の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問型サービスを提供するように努めなければならない。

3～6 略

(第43条へ)

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、当該指定介護予防訪問型サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）の実施者（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の指定介護予防訪問型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間（事業対象者にとっては、被保険者資格及び省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無）を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問型サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第12条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は事業対象者の判定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は事業対象者の判定の手続(以下「要支援認定の申請等」という。)が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定の申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該要支援認定の申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 略

(心身の状況等の把握)

第13条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が介護予防サービス計画を作成するために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。))の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第14条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画等

(要支援認定の申請等に係る援助)

第12条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスの提供の開始に際し、要支援認定の判定を受けていない利用申込者(省令第140条の62の4第2号に規定する者を除く。)については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定の申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該要支援認定の申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 略

(心身の状況等の把握)

第13条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。))第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第14条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(削る)

の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第16条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等に沿った指定介護予防訪問型サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第17条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

第18条 略

(サービスの提供の記録)

第19条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスを提供した際には、当該指定介護予防訪問型サービスの提供日及び内容、当該指定介護予防訪問型サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、当該利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 略

(利用料等の受領)

第20条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、法第115条の45の3第3項の規定による法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問型サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定介護予防訪問型サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第15条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防訪問型サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第16条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

第17条 略

(サービスの提供の記録)

第18条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスを提供した際には、当該指定介護予防訪問型サービスの提供日及び内容、当該指定介護予防訪問型サービスについて支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 略

(利用料等の受領)

第19条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできる介護予防訪問型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問型サービスに係る第1号事業支給費基準額から当該指定介護予防訪問型サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、第1号事業支給費の支給を受けるこ

指定介護予防訪問型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問型サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3・4 略

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第21条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問型サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

第22条 略

(利用者に関する市町村への通知)

第23条 略

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態若しくは要支援相当状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

第24条 略

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第25条 略

2 略

3 サービス提供責任者（第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(2の2) 地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、指定介護予防訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(3) サービス担当者会議への出席等、地域包括支援センター等との連携に関する

とのできない介護予防訪問型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防訪問型サービスに係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3・4 略

(削る)

第20条 略

(利用者に関する市町村への通知)

第21条 略

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第22条 略

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第23条 略

2 略

3 サービス提供責任者（第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、介護予防訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(4) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等その他保険医療サ

ること。

(4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(5)～(8) 略

(運営規程)

第26条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 略

(介護等の総合的な提供)

第27条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は掃除、洗濯、調理その他の日常生活の援助（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第28条 略

2・3 略

4 指定介護予防訪問型サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画)

第28条の2 略

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画につい

サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関すること。

(5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(6)～(9) 略

(運営規程)

第24条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

(介護等の総合的な提供)

第25条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第26条 略

2・3 略

4 指定介護予防訪問型サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第27条 略

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画

て周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 略

(感染症予防措置等)

第28条の3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(衛生管理等)

第29条 略

2 略

(第28条の3から)

について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 略

(第28条第3項へ)

(衛生管理等)

第28条 略

2 略

3 指定介護予防訪問型サービス事業実施者は、当該指定介護予防訪問型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問型サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施す

(掲示)

第30条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所の見やすい場所に、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

(新設)

第31条・第32条 略

(不当な働きかけの禁止)

第32条の2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、地域包括支援センター等の介護支援専門員又は居宅要支援被保険者等（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する厚生労働省令で定める被保険者をいう。以下同じ。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第33条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第34条 略

(第32条の2から)

ること。

(掲示)

第29条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問型サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条・第31条 略

(第34条へ)

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第32条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第33条 略

(不当な働きかけの禁止)

第34条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等（指定介護予防支援等基準第2条第1項に規定する担当職員及び同条第2項の介護支援専門員をいう。）又は居宅要支援被保険者等（省令第140条の62の4第1号又は第2号に

(虐待の防止のための措置)

第34条の2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携)

第35条 略

(第39条第7項から)

(事故発生時の対応)

第36条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2・3 略

(第34条の2から)

該当する者をいう。以下同じ。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(第37条へ)

(地域との連携等)

第35条 略

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2・3 略

(虐待の防止)

第37条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問型サービス事業所における虐待の防止のための対策

第37条 略

(記録の整備)

第38条 略

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第40条第2号に規定する介護予防訪問型サービス計画
- (2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
(新設)

(3) 第23条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問型サービスの基本取扱方針)

第39条 第1項～第5項 略

6 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスの提供に当たり、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

7 指定介護予防訪問型サービス事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物

を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問型サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問型サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第38条 略

(記録の整備)

第39条 略

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第41条第2号に規定する介護予防訪問型サービス計画

(2) 第18条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第41条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第21条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第36条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問型サービスの基本取扱方針)

第40条 第1項～第5項 略

(第3条第4項へ)

(第35条第2項へ)

に居住する利用者に対して指定介護予防訪問型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めなければならない。

(指定介護予防訪問型サービスの具体的取扱方針)

第40条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問型サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 略
- (3) 介護予防訪問型サービス計画は、既に介護予防訪問型サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4)～(7) 略

(新設)

(新設)

(8) 略

(9) サービス提供責任者は、介護予防訪問型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該介護予防訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において

(指定介護予防訪問型サービスの具体的取扱方針)

第41条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問型サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 略
- (3) 介護予防訪問型サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4)～(7) 略

(8) 指定介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) 略

(11) サービス提供責任者は、介護予防訪問型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モ

「モニタリング」という。)を行うものとする。

(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。

(11) 略

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問型サービス計画の変更について準用する。

(指定介護予防訪問型サービスの提供に当たっての留意点)

第41条 指定介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定介護予防訪問型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防訪問型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 指定介護予防訪問型サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(第8条の2から)

「モニタリング」という。)を行うものとする。

(12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(13) 略

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問型サービス計画の変更について準用する。

(指定介護予防訪問型サービスの提供に当たっての留意点)

第42条 指定介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定介護予防訪問型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント (指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ)において把握された課題、指定介護予防訪問型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 指定介護予防訪問型サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第7章 雑則

第43条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その

別記2 指定訪問型サービスA事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1章 総則

略

(定義)

第2条 略

(1)～(5) 略

(6) 指定介護予防訪問介護事業者 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護の事業を行う者をいう。

(7)・(8) 略

(9) 第1号事業費用基準額 法第115条の45の3第2項の規定により厚生労働大臣が定める額の範囲内で市長が定める第1号事業に要する費用の額（当該額が現に第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第1号事業に要した費用の額とする。）をいう。

(10) 利用料 法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(11) 略

他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

別記2 指定訪問型サービスA事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1章 総則

略

(定義)

第2条 略

(1)～(5) 略

(削る)

(6)・(7) 略

(8) 第1号事業支給費基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額（当該額が現に第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第1号事業に要した費用の額とする。）をいう。

(9) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(10) 略

(指定に係る申請者の資格)

第3条 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定に係る申請者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 法人（暴力団及びその役員等（代表役員等、一般役員等又は経営に事実上参加している者をいう。）のうちに暴力団員のあるものを除く。）であること。

(2) 指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防訪問型サービス事業者を含む。）の指定を受け、かつ、指定訪問型サービスA事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護（指定介護予防訪問型サービスを含む。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する者であること。

第2章 基本方針

第4条 指定訪問型サービスA事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態又は省令第140条の62の4第2号に規定する基準に該当する心身の状態（以下「要支援相当状態」という。）の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、洗濯、調理その他の日常生活の援助（身体介護を除く。）を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維

(指定訪問型サービスA事業の一般原則)

第3条 指定訪問型サービスA事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の第1号事業を実施する者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定訪問型サービスA事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

5 指定訪問型サービスA事業者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 法人（暴力団及びその役員等（代表役員等、一般役員等又は経営に事実上参加している者をいう。）のうちに暴力団員のあるものを除く。）であること。

(2) 指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問型サービス事業者の指定を受け、かつ、指定訪問型サービスA事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問型サービスの事業を同一の事業所において一体的に運営する者であること。

第2章 基本方針

第4条 指定訪問型サービスA事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、洗濯、調理その他の日常生活の援助（身体介護を除く。）を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

持又は向上を目指すものでなければならない。

第3章 人員に関する基準

(従事者の配置の基準)

第5条 指定訪問型サービスA事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従事者（指定訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、政令第3条第1項第1号に掲げる者又は市長が実施する訪問型サービスA事業に従事する者を養成するための研修の修了者をいう。以下同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、サービス提供責任者（当該指定訪問型サービスA事業所において一体的に運営される指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業に従事するサービス提供責任者が兼務する場合にあっては、当該サービス提供責任者。以下同じ。）又は訪問事業責任者（以下「サービス提供責任者等」という。）を置かなければならない。

3 前項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に掲げる者であって、その員数は、利用者（当該指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者若しくは指定介護予防訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスA事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護（指定介護予防訪問型サービスを含む。以下この条において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問型サービスA、指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上とする。この場合において、当該サービス提供責任者は、利用者に対する指定訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができるものとし、その員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

第3章 人員に関する基準

(従事者の配置の基準)

第5条 指定訪問型サービスA事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従事者（指定訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者若しくは市長が実施する訪問型サービスA事業に従事する者を養成するための研修の修了者をいう。以下同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、サービス提供責任者（当該指定訪問型サービスA事業所において一体的に運営される指定訪問介護又は指定介護予防訪問型サービスの事業に従事するサービス提供責任者が兼務する場合にあっては、当該サービス提供責任者。以下同じ。）又は訪問事業責任者（以下「サービス提供責任者等」という。）を置かなければならない。

3 前項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、その員数は、利用者（当該指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスA事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問型サービスA、指定訪問介護又は指定介護予防訪問型サービスの利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上とする。この場合において、当該サービス提供責任者は、利用者に対する指定訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができるものとし、その員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

4～6 略

7 指定訪問型サービスA事業者が、指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスA事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 略

（管理者）

第6条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第4章 設備に関する基準

第7条 略

2 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスA事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問型サービスA事業と一体的に運営される事業が、指定訪問介護であるときは指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を、指定介護予防訪問介護であるときは旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことによつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第5章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第8条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供の開始に

4～6 略

7 指定訪問型サービスA事業者が、指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスA事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 略

（管理者）

第6条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第4章 設備に関する基準

第7条 略

2 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスA事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことによつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第5章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第8条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供の開始に

際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

(電磁的方法等)

第8条の2 指定訪問型サービスA事業者は、前条に定めるもののほか、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

2 指定訪問型サービスA事業者は、作成、保存、その他これらに類するものうち、書面で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、電磁的方法によって作成される記録によって行うことができる。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定訪問型サービスA事業者は、当該指定訪問型サービスA事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問型サービスAを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター又は介護予防支援事業者（以下「地域包括支援センター等」という。）への連絡、適当な他の指定訪問型サービスA事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第24条に規定する運営規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第43条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

(第43条へ)

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定訪問型サービスA事業者は、当該指定訪問型サービスA事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問型サービスAを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）の実施者（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の指定訪問型サービスA事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の判定の有無及び要支援認定又は事業対象者の資格の有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問型サービスA事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問型サービスAを提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第12条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供の開始に際し、要支援認定又は事業対象者の判定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は事業対象者の判定（以下この条において「要支援認定の申請等」という。）が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定の申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該要支援認定の申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（これらに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請又は事業対象者の判定が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定又は事業対象者の資格の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が介護予防サービス計画を作成するために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医

(受給資格等の確認)

第11条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間（事業対象者にあつては、被保険者資格及び省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無）を確かめるものとする。

2 指定訪問型サービスA事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問型サービスAを提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第12条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者（省令第140条の62の4第2号に規定する者を除く。）については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（これらに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その

療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第14条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画等の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第16条 指定訪問型サービスA事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等に沿った指定訪問型サービスAを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第17条 指定訪問型サービスA事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

第18条 略

(サービスの提供の記録)

第19条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAのサービスを提供した際には、当該訪問型サービスAのサービスの提供日及び内容、当該指定

置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第14条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(削る)

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第15条 指定訪問型サービスA事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画等に沿った訪問型サービスAを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第16条 指定訪問型サービスA事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

第17条 略

(サービスの提供の記録)

第18条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAのサービスを提供した際には、当該訪問型サービスAのサービスの提供日及び内容、当該指定

訪問型サービスAのサービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、当該利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 略

(利用料等の受領)

第20条 指定訪問型サービスA事業者は、法第115条の45の3第3項の規定による法定代理受領サービスに該当する訪問型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービスAに係る第1号事業費用基準額から当該指定訪問型サービスA事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型サービスAに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3・4 略

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第21条 指定訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問型サービスAの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

第22条 略

(利用者に関する市町村への通知)

第23条 略

- (1) 正当な理由なしに訪問型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態若しくは要支援相当状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

訪問型サービスAのサービスについて支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 略

(利用料等の受領)

第19条 指定訪問型サービスA事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできる訪問型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービスAに係る第1号事業支給費基準額から当該指定訪問型サービスA事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問型サービスA事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない訪問型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型サービスAに係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3・4 略

(削る)

第20条 略

(利用者に関する市町村への通知)

第21条 略

- (1) 正当な理由なしに訪問型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第24条 略

(管理者及びサービス提供責任者等の責務)

第25条 略

2 略

3 サービス提供責任者等（第5条第2項に規定するサービス提供責任者又は訪問事業責任者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(2)の2) 地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、指定訪問型サービスAの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(3) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。

(4) 従事者（サービス提供責任者等を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(5)～(8) 略

(運営規程)

第26条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(新設)

(7) 略

第27条・第28条 略

(業務継続計画)

第28条の2 略

(感染症予防措置等)

第28条の3 指定訪問型サービスA事業者は、事業所において感染症が発生し、

第22条 略

(管理者及びサービス提供責任者等の責務)

第23条 略

2 略

3 サービス提供責任者等（第5条第2項に規定するサービス提供責任者又は訪問事業責任者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、訪問型サービスAの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(4) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関すること。

(5) 従事者（サービス提供責任者等を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(6)～(9) 略

(運営規程)

第24条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

第25条・第26条 略

(業務継続計画の策定等)

第27条 略

(第28条第3項へ)

又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(衛生管理等)

第29条 略

2 略

(第28条の3から)

(揭示)

第30条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所の見やすい場所に、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示

(衛生管理等)

第28条 略

2 略

3 指定訪問型サービスA事業者は、当該指定訪問型サービスA事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問型サービスA事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問型サービスA事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問型サービスA事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第29条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事

しなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

(新設)

第31条・第32条 略

(不当な働きかけの禁止)

第32条の2 指定訪問型サービスA事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、地域包括支援センター等の介護支援専門員又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第33条 指定訪問型サービスA事業者は、地域包括支援センター等又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第34条 略

(第32条の2から)

(虐待の防止のための措置)

第34条の2 指定訪問型サービスA事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話

項)という。)を掲示しなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定訪問型サービスA事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

- 3 指定訪問型サービスA事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条・第31条 略

(第34条へ)

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第32条 指定訪問型サービスA事業者は、介護予防支援事業者等又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第33条 略

(不当な働きかけの禁止)

第34条 指定訪問型サービスA事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等(指定介護予防支援等基準第2条第1項に規定する担当職員及び同条第2項の介護支援専門員をいう。)又は居宅要支援被保険者等(省令第140条の62の4第1号又は第2号に該当する者をいう。以下同じ。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(第37条へ)

装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携)

第35条 略

(第39条第7項から)

(事故発生時の対応)

第36条 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2・3 略

(第34条の2から)

(地域との連携等)

第35条 略

2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問型サービスAのサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2・3 略

(虐待の防止)

第37条 指定訪問型サービスA事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問型サービスA事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問型サービスA事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問型サービスA事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

第37条 略

(記録の整備)

第38条 略

2 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する指定訪問型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第40条第2号に規定する訪問型サービスA計画
- (2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
(新設)

(3) 第23条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(訪問型サービスA事業の基本取扱方針)

第39条 略

2～5 略

6 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAのサービスの提供に当たり、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

7 指定訪問型サービスA事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問型サービスAのサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めなければならない。

(訪問型サービスA事業の具体的取扱方針)

第40条 従事者の行う訪問型サービスAの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第38条 略

(記録の整備)

第39条 略

2 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する指定訪問型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第41条第2号に規定する訪問型サービスA計画
- (2) 第18条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第41条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第21条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第36条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(訪問型サービスA事業の基本取扱方針)

第40条 略

2～5 略

(第3条第4項へ)

(第35条第2項へ)

(訪問型サービスA事業の具体的取扱方針)

第41条 従事者の行う訪問型サービスAの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする

る。

(1) 訪問型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 略

(3) 訪問型サービスA計画は、既に訪問型サービスA計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(4)～(7) 略

(新設)

(新設)

(8) 略

(9) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該訪問型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービスA計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。

(11) 略

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する訪問型サービスA計画

る。

(1) 訪問型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 略

(3) 訪問型サービスA計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(4)～(7) 略

(8) 訪問型サービスAの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) 略

(11) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該訪問型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービスA計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(12) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(13) 略

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する訪問型サービスA計画

の変更について準用する。

(訪問型サービスAの提供に当たっての留意点)

第41条 略

- (1) 略
- (2) 指定訪問型サービスA事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(第8条の2から)

別記3 指定介護予防通所型サービス事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1章 総則

略

(定義)

の変更について準用する。

(訪問型サービスAの提供に当たっての留意点)

第42条 略

- (1) 略
- (2) 指定訪問型サービスA事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族及び地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第7章 雑則

第43条 指定訪問型サービスA事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定訪問型サービスA事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

別記3 指定介護予防通所型サービス事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1章 総則

略

(定義)

第2条 略

(1)～(4) 略

(5) 指定介護予防通所介護事業者 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）法附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護の事業を行う者をいう。

(6)・(7) 略

(8) 第1号事業費用基準額 法第115条の45の3第2項の規定により厚生労働大臣が定める額の範囲内で市長が定める第1号事業に要する費用の額（当該額が現に第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第1号事業に要した費用の額とする。）をいう。

(9) 利用料 法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(10) 略

（指定に係る申請者の資格）

第3条 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定に係る申請者は、法人（暴力団及びその役員等（代表役員等、一般役員等又は経営に事実上参加している者をいう。）のうち暴力団員のあるものを除く。）とする。

第2条 略

(1)～(4) 略

(削る)

(5)・(6) 略

(7) 第1号事業支給費基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額（当該額が現に第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第1号事業に要した費用の額とする。）をいう。

(8) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(9) 略

（介護予防通所型サービス事業の一般原則）

第3条 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービス事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の第1号事業を実施する者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービスを提供する

第2章 基本方針

第4条 略

第3章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 略

(1)・(2) 略

(3) 介護職員 指定介護予防通所型サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該介護予防通所型サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所型サービス事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所型サービス又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。以下この章及び次章において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 略

2 当該指定介護予防通所型サービス事業所の利用定員（当該指定介護予防通所型サービス事業所において同時に指定介護予防通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介

に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

5 指定介護予防通所型サービス事業者は、法人（暴力団及びその役員等（代表役員等、一般役員等又は経営に事実上参加している者をいう。）のうちに暴力団員のあるものを除く。）でなければならない。

第2章 基本方針

第4条 略

第3章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 略

(1)・(2) 略

(3) 介護職員 指定介護予防通所型サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所型サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所型サービス事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所型サービス又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。以下この条、次条、及び第18条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 略

2 指定介護予防通所型サービス事業所の利用定員（当該指定介護予防通所型サービス事業所において同時に指定介護予防通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予

護予防通所型サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3～7 略

8 指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所型サービス事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防通所型サービス事業と一体的に運営される事業が、指定通所介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を、指定地域密着型通所介護の事業であるときは当該事業所が所在する市町村の定める指定地域密着型通所介護の事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第4章 設備に関する基準

第7条 略

2・3 略

4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所型サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所型サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所型サービス事業者に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）に届け出る

防通所型サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3～7 略

8 指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所型サービス事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までを満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第4章 設備に関する基準

第7条 略

2・3 略

4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所型サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所型サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所型サービス事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

ものとする。

- 5 指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所型サービス事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防通所型サービス事業と一体的に運営される事業が、指定通所介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を、指定地域密着型通所介護の事業であるときは当該事業所が所在する市町村の定める指定地域密着型通所介護の事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第8条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第24条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防通所型サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 5 指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所型サービス事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第8条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第22条に規定する運営規程の概要、指定介護予防通所型サービス事業所の従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防通所型サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第42条において同じ。）に係

3～6 略

(電磁的方法等)

第8条の2 指定介護予防通所型サービス事業者は、前条に定めるもののほか、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、電磁的方法によって作成される記録によって行うことができる。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定介護予防通所型サービス事業者は、当該指定介護予防通所型サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防通所型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター又は介護予防支援事業者（以下「地域包括支援センター等」という。）への連絡、適当な他の指定介護予防通所型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の判定の有無及び要支援認定又は事業対象者の資格の有効期間を確かめるものとする。

2 略

(要支援認定の申請等に係る援助)

る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

(第42条へ)

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定介護予防通所型サービス事業者は、当該指定介護予防通所型サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防通所型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）の実施者（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の指定介護予防通所型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間（事業対象者にあつては、被保険者資格及び省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無）を確かめるものとする。

2 略

(要支援認定の申請等に係る援助)

第12条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は事業対象者の判定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は事業対象者の判定（以下この条において「要支援認定の申請等」という。）が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定の申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該要支援認定の申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（これらに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請又は事業対象者の判定が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定又は事業対象者の資格の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第13条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が介護予防サービス計画を作成するために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域包括支援センター等との連携）

第14条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サー

第12条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者（省令第140条の62の4第2号に規定する者を除く。）については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（これらに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第13条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携）

第14条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サー

ービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ていない場合は、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画等の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第16条 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等に沿った指定介護予防通所型サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第17条 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第18条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスを提供した際には、当該指定介護予防通所型サービスの提供日及び内容、当該指定介護予防通所型サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、当該利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 略

(利用料)の受領)

第19条 指定介護予防通所型サービス事業者は、法第115条の45の3第3項の規

ビス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(削る)

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第15条 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画等に沿った指定介護予防通所型サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第16条 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第17条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスを提供した際には、当該指定介護予防通所型サービスの提供日及び内容、当該指定介護予防通所型サービスについて支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 略

(利用料等)の受領)

第18条 指定介護予防通所型サービス事業者は、第1号事業支給費の支給を受け

定による法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所型サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定介護予防通所型サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所型サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 略

4 前項第2号に掲げる費用については、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。

(2) 利用者が選定する特別な食事の提供に係る利用料は、前号に掲げる食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領すること。

5 略

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第20条 指定介護予防通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所型サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防通所型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第21条 略

(1) 正当な理由なしに指定介護予防通所型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態若しくは要支援相当状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

第22条 略

ることのできる指定介護予防通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所型サービスに係る第1号事業支給費基準額から当該指定介護予防通所型サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない指定介護予防通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所型サービスに係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 略

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）の例によるものとする。

5 略

(削る)

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 略

(1) 正当な理由なしに指定介護予防通所型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第20条 略

(管理者の責務)

第23条 略

2 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防通所型サービス事業所の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第24条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

(新設)

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第25条 略

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所ごとに、当該指定介護予防通所型サービス事業所の従業者によって指定介護予防通所型サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所型サービス事業者は、当該指定介護予防通所型サービス事業所に置くべき従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防通所型サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなら

(管理者の責務)

第21条 略

2 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防通所型サービス事業所の従業者にこの基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第22条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

(勤務体制の確保等)

第23条 略

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所ごとに、当該指定介護予防通所型サービス事業所の従業者によって介護予防通所型サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所型サービス事業者は、当該指定介護予防通所型サービス事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所型サービス事業者は、全ての指定介護予防通所型サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防通所型サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定介護予防通所型サービス事業所の従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確

ない。

5 指定介護予防通所型サービス事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画）

第25条の2 指定介護予防通所型サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 略

（感染症予防措置等）

第25条の3 指定介護予防通所型サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（定員の遵守）

第26条 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用定員を超えて指定介護予防

化等の必要な措置を講じなければならない。

（第23条第3項へ）

（業務継続計画の策定等）

第24条 指定介護予防通所型サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 略

（第27条第2項へ）

（定員の遵守）

第25条 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用定員を超えて介護予防通所

通所型サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第27条 略

(衛生管理等)

第28条 略

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、当該指定介護予防通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(第25条の3から)

(掲示)

第29条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所の見やすい場所に、第24条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

(新設)

型サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第26条 略

(衛生管理等)

第27条 略

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、当該指定介護予防通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 当該指定介護予防通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、指定介護予防通所型サービス事業所の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所型サービス事業所において、指定介護予防通所型サービス事業所の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第28条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、指定介護予防通所型サービス事業所の従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防通所型サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防通所型サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイト

第30条・第31条 略

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第32条 指定介護予防通所型サービス事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第33条 略

(虐待の防止のための措置)

第33条の2 指定介護予防通所型サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携)

第34条 指定介護予防通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防通所型サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(第38条第7項から)

トに掲載しなければならない。

第29条・第30条 略

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第31条 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第32条 略

(第35条へ)

(地域との連携)

第33条 指定介護予防通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防通所型サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して介護予防通所型サービ

(事故発生時の対応)

第35条 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2～4 略

(第33条の2から)

(記録の整備)

第37条 略

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第39条第2号に規定する介護予防通所型サービス計画
- (2) 第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
(新設)

スを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても介護予防通所型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第34条 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2～4 略

(虐待の防止)

第35条 指定介護予防通所型サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 指定介護予防通所型サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、指定介護予防通所型サービス事業所の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 指定介護予防通所型サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定介護予防通所型サービス事業所において、指定介護予防通所型サービス事業所の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第37条 略

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第39条第2号に規定する介護予防通所型サービス計画
- (2) 第17条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第39条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用

(3) 第21条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(介護予防通所型サービスの基本取扱方針)

第38条 略

2 略

3 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 略

5 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

6 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの提供に当たり、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

7 指定介護予防通所型サービス事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防通所型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めなければならない。

(指定介護予防通所型サービスの具体的取扱方針)

第39条 指定介護予防通所型サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び

者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第34条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(介護予防通所型サービスの基本取扱方針)

第38条 略

2 略

3 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 略

5 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(第3条第4項へ)

(第33条第3項へ)

(介護予防通所型サービスの具体的取扱方針)

第39条 介護予防通所型サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条

前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所型サービス計画（以下「介護予防通所型サービス計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 介護予防通所型サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。

(4)～(7) 略

(新設)

(新設)

(8) 略

(9) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、介護予防通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該介護予防通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を

に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所型サービス計画（以下「介護予防通所型サービス計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 介護予防通所型サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画等の内容に沿って作成しなければならない。

(4)～(7) 略

(8) 指定介護予防通所型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) 略

(11) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、介護予防通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(12) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を

記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。

(11) 略

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防通所型サービス計画の変更について準用する。

(指定介護予防通所型サービスの提供に当たっての留意点)

第40条 指定介護予防通所型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2)・(3) 略

(第8条の2から)

記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(13) 略

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防通所型サービス計画の変更について準用する。

(介護予防通所型サービスの提供に当たっての留意点)

第40条 介護予防通所型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、介護予防通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2)・(3) 略

第7章 雑則

第42条 指定介護予防通所型サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するものうち、この基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。